

学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

本校は、「大きな夢と確かな知性・国際性を持ち、他の存在や異なる価値観を尊重する自由で強靱な精神によって、未来の日本や世界をリードする人材の育成」という建学の精神を掲げています。県内外の広範な地域から、多様な背景や個性を持つ生徒たちが集う本校において、「他の存在や異なる価値観を尊重する」ことは、私たちが最も大切にしている教育理念の一つです。この理念のもと、本校は長野県および松本市の方針（人権教育の推進等）と緊密に連携しながら、生徒一人ひとりが自己有用感・自己肯定感を高め、安心して学び、豊かに成長できる学校生活を送ることができるよう、学校一丸となって「いじめの防止」に取り組みます。

いじめは、生徒の尊厳を傷つけ、未来を拓く可能性を奪う、いかなる理由があっても決して許されない行為です。教職員一同が常に生徒の小さなサインに耳を傾け、「いじめを生まない・見逃さない」学校づくりを推進します。

万一、いじめが疑われる事象が発生した場合には、個人の抱え込みにせず、組織として速やかに対応し、被害を受けた生徒の心身の安全と安心を最優先に確保します。

2 いじめの定義

本校における「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめに該当するかどうかの判断は、行為の態様や頻度といった表面的な事実だけで一面的に判断するのではなく、「被害を受けた生徒の立場に立ち、その苦痛の程度を重視する」ことを徹底します。

3 いじめ防止に向けた組織体制

本校では、いじめの未然防止、早期発見、および事案への迅速かつ適切な対応を組織的に行うため、役割に応じた2つの校内組織を設置・運用しています。

（1）いじめ防止委員会（平時の推進・予防・早期発見）：

校長、教頭、主幹教諭、学校生活指導部長、生徒指導主事、学校生活指導部いじめ担当者、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）で構成し、主に第4項（未然防止）および第5項（早期発見）に関する取組を計画・統括します。

（2）いじめ対策委員会（事案対応・重大事態）：

校長、教頭、主幹教諭、学校生活指導部長、生徒指導主事、養護教諭、SC等で構成し、いじめの疑いが生じた際に即座に招集され、第6項（事案への対応）および第7項（重大事態への対応）を執行します。※事案の性質に応じて外部専門家等も追加します。

4 いじめの未然防止【担当：いじめ防止委員会】

本校では、6年間の計画的な教育活動全体を通じて、建学の精神に則り、互いの個性を尊重し合い、異なる価値観を受け入れる豊かな人間関係づくりを推進します。

（1）豊かな人間関係の育成

前期・後期課程の特性に応じた集団づくりと、自己有用感を高める人権教育の推進

(2) 日常的な見守りと声かけ

休み時間や部活動時など、教職員による積極的なアプローチ

(3) 相談しやすい環境の整備

生徒が周囲に SOS を発信しやすい、温かい学級雰囲気の醸成

(4) 情報モラル教育の推進

SNS や ICT 機器の適切な利用に関する定期的な指導（ネット上のいじめ防止）

5 いじめの早期発見【担当：いじめ防止委員会】

いじめの長期化・深刻化を防ぐため、小さな変化や兆候を見逃さない以下の取組を徹底します。

(1) 定期的なアンケートの実施

毎学期（年 3 回）実施する「いじめ防止アンケート」による状況把握

(2) 多角的な日常観察

教職員間の積極的な情報共有と、登下校・授業中・休み時間の見守り

(3) 相談窓口の周知

生徒・保護者がいつでも相談できる窓口（教育相談、相談箱等）の明確化．些細な変化であっても「気になることはすぐに組織で共有する」姿勢を徹底します。

6 いじめへの対応【担当：いじめ対策委員会】

いじめが疑われる報告や相談があった場合は、以下のステップに従い、学校全体で迅速かつ厳正に対応します。

(1) 安全の確保（最優先）

被害を受けた生徒の心身の安全を第一に守り、安心できる環境を確保します。

(2) 迅速な事実確認

関係生徒から丁寧に話を聴き、客観的な事実関係を正確に把握します。

(3) 適切な指導と徹底した支援

- ・被害生徒に対しては、徹底して寄り添い、守り抜く支援を行います。
- ・加害生徒に対しては、孤立させずに行為の悪質性を自覚させ、毅然とした指導と反省を促すアプローチを行います。
- ・周囲で見ている生徒（観衆・傍観者）に対してもいじめを容認しない態度を育む指導を行います。
- ・案件に関わりをもった生徒等に対して、心のケアをはじめとする様々な弾力的な措置を行います。

(4) 保護者との緊密な連携

状況を正確に保護者へ伝え、家庭と学校が一体となって生徒を支えます。必要に応じて、専門家や警察・児童相談所等の関係機関と密に連携し、主体性を持って対処します。

7 重大事態への対応【担当：いじめ対策委員会】

いじめにより、生徒の心身や生命、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または長期間の不登校を余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法に基づき「重大事態」として次の対応をいたします。速やかに設置者（理事長）に報告し、必要に応じて関係機関と連携、事実関係を解明するための調査を実施し、被害生徒・保護者の思いに寄り添いながら、正確な情報提供を行います。また、調査結果を踏まえた再発防止策を講じ、その徹底に努めます。

8 保護者・地域との連携

いじめの根絶には、学校、家庭、そして地域社会が手を取り合い、一丸となって生徒を見守ることが不可欠です。学校からは積極的な情報発信や啓発活動を行います。ご家庭や地域におかれましても、お子様の様子や周囲の生徒の言動で「いつもと違う」「気になる」ことがございましたら、どんなに小さなことでも遠慮なく学校までご相談ください。

9 方針の見直しと公表

本方針は、学校の実情、生徒の状況、および社会の動向や法令の改正等を踏まえ、適宜検証を行い、必要に応じて見直しを重ねてまいります。改訂した内容は、速やかに学校ホームページ等を通じて公表します。